**指示書様式1（電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について）**

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社

○○支社長　○○　○○　殿

住所

会社名

代表者

**電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について**

下記工事において、各書類の提出時点で総ファイル容量が電子入札システムの添付可能容量を超えたため、下記の提出手段により提出いたします。

なお、提出した各書類については、当社で作成した資料に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事件名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 2.問合せ先 | |
| 担 当 者 |  |
| 部 署 等 |  |
| 電話番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 3.提出書類 | ・競争参加資格申請書　関係書類  ・技術提案書　関係書類  ・入札に必要な書類  ・その他　（　具体的な書類名を記載　　　　　　）  **※該当書類以外を、~~取り消し線~~で消去すること** |

|  |  |
| --- | --- |
| 4.提出手段 | ・電子メール  ・郵送  **※該当手段以外を、~~取り消し線~~で消去すること**  **※「入札に必要な書類」については、郵送で提出してください** |

|  |  |
| --- | --- |
| 5.発 出 日 | 令和　年　月　日 |

以　　上

**指示書様式3-1（暴力団排除に関する誓約書）**

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社

○○支社（事務所）長　　　　　　　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

暴力団排除に関する誓約書

工事件名：

標記件名において、下記の事項について当該契約満了まで将来において誓約するとともに、様式３－２の記載事項に間違いはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が契約解除等による不利益を被ることとなっても、異議申し立ては一切いたしません。

なお、本様式に記載された情報を警察に照会することについて承諾します。

また、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び警察への照会について、本人の同意を得ております。

今後、提出した様式３－２の記載内容に変更があった場合は、その都度書面により報告いたします。

記

１．役員等（※）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でない。

２．役員等（※）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でない。

３．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している法人等でない。

４．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でない。

５．役員等（※）が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有している法人等でない。

※「役員等」とは次の①から③に掲げる全ての者をいう。

①　個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等

②　当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）

③　①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

以　　上

**指示書様式3-2（暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧）**

役　員　等　名　簿　一　覧

工事件名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| 氏　名 |
| （記載例）  代表取締役社長 | ﾋｶﾞｼﾆﾎﾝ　ﾀﾛｳ  東日本　太郎 | 昭和18年7月8日 | 男 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）役員等名簿一覧が１枚に収まらない場合は、２枚目以降を作成して提出すること。

（注２）役員等名簿一覧には、以下の者を記載すること。

　　　　①　個人にあってはその者、法人にあっては、非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等

　　　　②　当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）

　　　　③　①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

**指示書様式4（担当者連絡先(変更)届）**

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社

○○支社長　○○　○○　殿

所在地

会社名

代表者

代表電話番号

**担当者連絡先(変更)届**

下記業務に係る担当者の連絡先を通知します。なお、担当者の変更等がありましたら、担当者連絡先変更届を、速やかに貴社あてに通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.工事件名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 2.問合せ先 |  |
|  |  |
| 担当者氏名(1) |  |
| 部署等 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
|  |  |
| 担当者氏名(2) |  |
| 部署等 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

以　　上

＜注意事項＞

※ この届をしない時は、R5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時（前掲［３］）に、登録頂いた電子メールアドレスあて、ご連絡致します。

※ 契約案件毎の連絡先を、他の電子メールアドレスへ変更を希望される場合は、この届を、予め契約案件毎のNEXCO東日本の契約担当部署あてご提出願います。

※ この届の提出時期は、入札公告から契約締結後の業務完了まで、いつでも構いません。

※ この届の提出方法は、「①郵送提出」、「②R5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス若しくはこの届により既に登録済のメールアドレス又はこの届に記載のメールアドレスから電子メールで提出」、「③電子入札システムで他の書類に添付して提出」、「④電子契約システムで提出（契約締結後のみ）」の何れでも構いません。

※ 担当者の異動等により連絡先が不明とならないよう、複数名で共有するメールアドレスの登録や、メールアドレスの複数登録などを推奨します。

**指示書書式1-1（特定JV協定書案：甲型）**

**〔○○道路○○工事〕特定建設工事共同企業体協定書（甲）**

（目　的）

第1条　当共同企業体は、次の各号に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　東日本高速道路株式会社発注に係る○○道路○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「○○工事」という。）の請負

二　前号に附帯する事業

（名　称）

第2条　当共同企業体は、○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当企業体は、令和　年　月　日に設立し、○○工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2　○○工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当企業体の代表者は、○○工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　○○建設株式会社　○○％

　　　　　　○○建設株式会社　○○％

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、○○工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、○○工事の請負契約の履行及び下請契約その他の○○工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が○○工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。

3　第1項の規定により脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設会社他○社は、上記のとおり○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

**指示書書式1-2（特定JV協定書案：乙型）**

**〔○○道路○○工事〕特定建設工事共同企業体協定書（乙）**

（目　的）

第1条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　東日本高速道路株式会社発注に係る○○道路○○工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「○○工事」という。）の請負

二　前号に附帯する事業

（名　称）

第2条　当共同企業体は、○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、○○工事の請負契約の履行後○ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2　○○工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当企業体の代表者は、○○工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条　各構成員の○○工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　○○建築工事　　○○建設株式会社

　　　　　○○土木工事　　○○建設株式会社

2　前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が○○工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○建設株式会社他○社は、上記のとおり○○建設株式会社・○○建設株式会社○○道路○○工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　　印

**契約の相手方に対する要請事項ほか**

1.要請事項

(1)建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、建設産業における生産システムの合理化指針において明確にされている総合･専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2)建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る)を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法15条2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3)労働福祉の改善について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下｢建退共制度｣)の労働対象者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙を購入し、電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に適正に報告又は当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイントを購入して掛金充当通知を行うこと又は共済証紙を購入して現物により交付すること、若しくは建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに掛金納付を促進すべきこと。

三 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後40日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後1ヶ月以内に契約責任者に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示すること。なお、工事契約締結当初は工事製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は共済証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 ポイント又は共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求める。

六 建退共制度に加入していない建設業者、ポイント若しくは共済証紙の購入又は機構への報告若しくは共済証紙の貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

(5)ダンプトラック等による過積載等の防止について

一 過積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 ｢土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法｣の目的に鑑み、同法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

2.留意事項

工事請負契約書10条1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者(以下｢現場代理人等｣)については、以下の事項を踏まえて適正な配置を行うこと。

一 現場代理人等は、当該工事を施工する請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。なお、当該請負者に在籍出向している者及び下請業者に所属する者等は認めない。

二 請負者は、監督員から現場代理人等の雇用関係を示す書類(監理技術者資格者証等)の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。その際に雇用関係がないことが判明した場合には、契約違反として競争参加資格停止措置を講じることがある。

3.共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

一 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な資金を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

二 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議のうえ決定すること。

三 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくても共同企業体の名称を冠した代表者の名義により締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。なお、現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

四 共同企業体構成者間の混乱を避け、公共工事を適性かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。